

○農林水産省告示第六百二十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十六条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項第一号及び第三項第一号口の規定に基づき、同令第九十六条第二項の全損耕地支払開始割合等を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十六条第二項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる引受方式（規則第八十七条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）及び同表の中欄に掲げる規則第九十六条第一項各号の規定により組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

引受方式	組合員等が申し出た割合	全損耕地支払開始割合
全相殺方式（規則第八十七条第	百分の十	百分の三十

半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）	百分の二十	百分の三十
	百分の三十	百分の四十
	百分の四十	百分の五十
一相殺方式（規則第九十六条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量（以下「全損耕地減収量」という。）は、全損耕地（同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。	百分の二十	百分の四十
	百分の三十	百分の五十
	百分の四十	百分の五十

2

規則第九十六条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量

（以下「全損耕地減収量」という。）は、全損耕地（同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）ごと

に、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

- 一 全相殺方式及び地域インデックス方式 移植不能耕地（規則第九十六条第二項に規定する移植不能耕地をいう。以下同じ。）以外の耕地にあつては当該全損耕地の耕地別基準収穫量（同項に規定する耕地

別基準収穫量をいう。以下同じ。）に相当する数量、移植不能耕地にあつては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号又は第三号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合				割合
百分の十				百分の六十五
百分の二十				百分の七十
百分の三十				百分の七十五

二 半相殺方式 移植不能耕地以外の耕地にあつては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に相当する数量、移植不能耕地にあつては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合		割合
百分の二十		百分の六十五

百分の三十	百分の七十
百分の四十	百分の七十五

3 規則第九十六条第三項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる引受方式及び同表の中欄に掲げる同条第一項各号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

引受方式	組合員等が申し出た割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	百分の十	百分の三十
	百分の二十	七十分の二十三
	百分の三十	十四分の五
半相殺方式	百分の二十	百分の三十
	百分の三十	七十分の二十三
	百分の四十	十四分の五

4 規則第九十六条第三項第一号ロの農林水産大臣が定めるところにより算定される数量（以下「半損耕地

減収量」という。)は、半損耕地(同項に規定する半損耕地をいう。以下同じ。)ごとに、当該半損耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量とする。

5 規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定める割合(以下「全損耕地補償割合」という。)は、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	全損耕地補償割合
百分の九十	百分の七十
百分の八十	百分の六十
百分の七十	百分の五十

6 規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

一 全損耕地に係る耕地別基準生産金額(規則第九十九条第四項に規定する耕地別基準生産金額をいう。以下同じ。)の合計に、全損耕地補償割合を乗じて得た金額

二 移植不能耕地に係る耕地別基準生産金額の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

組合員等が申し出た割合	割合
百分の九十	百分の三十五
百分の八十	百分の三十
百分の七十	百分の二十五

7 規則第九十九条第三項第一号ロの農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	半損耕地補償割合
百分の九十	百分の七十
百分の八十	七十分の四十七
百分の七十	十四分の九

8 規則第九十九条第三項第一号ロの農林水産大臣が定めるところにより算定される金額（以下「半損耕地

生産金額」という。)は、半損耕地ごとに当該半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額とする。

9 第二項及び第四項の規定にかかわらず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手法」という。）第二条第四項に規定する対象農業者（以下「対象農業者」という。）が耕作する麦に係る全損耕地減収量及び半損耕地減収量は、第二項又は第四項の規定の例により算定された数量から、担い手法第三条第一項第一号に掲げる交付金（以下「営農継続支払交付金」という。）に相当する数量を差し引いて得た数量とする。

10 第六項の規定にかかわらず、対象農業者が耕作する麦に係る規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額は、第六項の規定の例により算定された金額から営農継続支払交付金に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

11 第八項の規定にかかわらず、対象農業者が耕作する麦に係る半損耕地生産金額は、第八項の規定の例により算定された金額に営農継続支払交付金に相当する金額を加えて得た金額とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。